

名護市教育基本計画

平成21年～25年

平成21年7月1日
名護市教育委員会

教 育 長 挨 拶

本教育基本計画は、向こう5年間を見据えた名護市の教育を推進するにあたり、そのビジョンや理念、目的およびその実現のための施策の体係等を示すものであり、市教育委員会はもとより、学校、家庭、地域で広く理解され、共に推進していただける事を期待し策定いたしました。

教育は、人格の完成をめざし、個性を尊重しつつ個人の能力を伸ばし、自立した人間を育てるという営みと、同時に地域や社会を支える自覚を持った市民を育成するという使命を担うものであり、民主主義社会の存立基盤であります。さらに、名護市の歴史の中で継承されてきた生活・文化は教育の営みを通じて次代に伝えられ、より豊かなものへと発展していく。こうした教育の使命は、今後いかに時代が変わろうとも普遍的なものです。

ところで近年、少子高齢化、都市化、核家族化、高度情報化などが急速に進む中で、本市においても様々な教育課題が生み出されています。深夜徘徊、性非行、いじめ、不登校、携帯に関わるネット犯罪等をはじめ、生活習慣の乱れや規範意識の欠如、体力・学力の低下に至るまでどれ一つとっても深刻な問題であり解決されなければいけない課題です。

この様な子供たちをとりまく背景には家庭や地域の教育力の低下が言われており、本来地域や家庭が果たすべき役割さえ学校に持ち込まれている状況があります。そのため、学校では本来果たすべき充分な教科指導や個々の児童生徒に向き合う時間の確保にも支障をきたしている等々の問題が生み出されています。こうした問題の解決には市教育委員会を始め、学校、家庭、地域がなお一層協力を深め、地域が学校を支える仕組みづくり、地域ぐるみの教育体制を構築していかなければいけません。なお、学校については、ややもすれば閉鎖的になりがちで学校外からの協力を得ることについて消極的との批判も少なくありません。こうした意識を改め、学校を広く地域に開かれたものにして行く努力が必要になります。20年度より地域住民のボランティアによって支えられ実施されている「学校支援地域本部事業」はまさに「開かれた学校」が前提となるものです。地域全体で連携協力して教育に取り組むことは、一人一人の主体的な参画によるコミュニティづくりやより良い地域づくりにも資するものであり、今後益々重要になります。

市民や地域住民にとってはさらに、自身の内面を磨き、豊かな人生を送ることができ、その生涯にわたって学習ができるような環境の整備が必要になります。そのために市教育委員会としては、中央図書館や博物館、中央公民館、地域公民館等の整備も推進しているところです。

急速に変化する社会の中で、教育が対応すべき課題も日々刻々と変化しています。こうした状況に対応するためには、今後の計画期間においても、必要に応じ適時に新しい課題に検討を加えるとともに、その一部を改訂することも含め、迅速な対応を行っていく必要があります。また、本教育基本計画を効果的かつ着実に実施するには、成果指標による点検とその評価および結果のフィードバック、いわゆる事業のPDCAサイクルを確立する必要があると考えています。

以上、本市において多くの教育課題を抱えていますが、本教育基本計画の主旨をご理解頂き、市民が一層協力・連携を深め、本市における教育を共に推進していただきますよう願うものです。

名護市教育委員会
教育長 比嘉恵一

【 目 次 】

はじめに

1 社会背景	1
2 教育を取り巻く状況	1
3 計画策定の意義	2

I 基本理念

1 計画の視点	3
(1) 計画の前提	3
ア 教育の総合性と個別性	3
イ 発達課題の各段階とその心理的側面（漸成）	3
ウ 教育・文化の累積的循環	4
エ 教育の自由と自立性と直接性	4
(2) 生涯学習社会の構築	5
ア 生涯学習の概念	5
イ 生涯学習社会の構築	5
(3) 基本目標	6
2 計画の主旨	6
(1) 教育の理念	6
(2) 教育の目的	7
(3) 名護市民像	7
(4) 小さな世界都市と名護市民像	8
(5) 教育行政の役割・使命	9
3 計画の期間（5年）	9

II 基本計画

計画推進の基本方針	10
1 事業の選択と資源の集中	10
2 新たな創意工夫の創出	10
3 共有化とシステム化	10
4 コスト削減と効率化	11
5 市民参加と総合性	11
6 共働「コラボレーション」	11

重点プロジェクト	12
1 小中一貫教育の推進について	12
2 複式学級の課題解消について	12
3 学校給食施設の再整備	12
4 博物館新館建設事業	12
5 登録文化財（建造物）津嘉山酒造所修復保存事業	13
6 就学前教育制度について	13
7 放課後の子どもの居場所づくりについて	13
【学校、家庭、地域社会が一体となった教育の推進】	
第1章 未来を拓く学校教育の推進	14
1節 幼児教育の充実	14
1 幼児教育環境の充実	14
2 地域における幼児教育センター機能の充実	14
2節 義務教育の充実	14
1 魅力ある学校づくりの推進	14
2 確かな学力を身につける教育の推進	14
3 豊かな心を育てる教育の推進	15
4 健やかな心身をはぐくむ教育の推進	15
5 配慮を要する子どもへの支援教育の充実	15
6 いじめ、不登校等の問題行動に対応した教育の充実	15
7 安心安全な学校づくりの推進	15
3節 教員の資質・指導力の向上	15
1 研修体制の充実	15
2 研究成果の活用	16
3 各種研修会への参加	16
4 教職員の健康管理支援体制の充実	16
第2章 人生を豊かにする社会教育活動の充実とスポーツの振興	17
1節 地域の教育力を活性化させる社会教育	17
1 社会教育団体（婦人会・青年会）の活動支援の充実	17
2 社会教育活動の広報	17
3 地域公民館（コミュニティ施設）の管理・支援の充実	18
4 生涯学習情報の提供	18
5 社会教育関連機関・施設のネットワークの強化	18
2節 名護市の将来を担う青少年の健全育成	18
1 青少年の健全育成事業の充実	18
2 青少年健全育成運動の推進	18

3 青少年育成団体（青少年問題協議会・青少年育成協議会・PTA連合会）の支援	18
4 青少年センターの設置	19
3節 心と体を鍛えるスポーツ活動の充実・振興	19
1 生涯スポーツの推進	19
(1) 多様な生涯スポーツ事業の実施	19
(2) 体力づくり運動の推進	19
(3) ツーデー・マーチとの連携	19
2 競技スポーツの充実	19
(1) スポーツ団体の育成と支援の充実	19
(2) トップアスリートの育成・強化と指導者の養成・確保	19
3 青少年のスポーツ活動の推進	20
4 平成22年度全国高等学校総合体育大会の推進	20
4節 豊かな心をはぐくむ図書館	20
1 図書館サービスの充実	20
(1) 窓口サービス	20
(2) 図書館資料の充実	20
(3) おはなし会・講演会の開催	21
2 羽地地区センター図書室の充実	21
3 移動図書館（がじまる号）利用促進	21
4 学校図書館・地域公民館とのネットワークの強化	21
5節 市民の学びを支援する公民館	21
1 生涯学習機会の充実	21
2 サークル団体の育成・活動支援	21
3 地域公民館との連携・公民館研修会の充実	21
 第3章 創造性を育む文化活動の振興	22
1節 豊かな感性を育む芸術文化の振興	22
1 市民会館の利用促進と整備	22
(1) 芸術活動・創造活動支援事業	22
(2) 施設の維持管理	22
(3) 情報提供	22
2 芸術文化の裾野の拡大	22
(1) 芸術文化鑑賞事業	22
(2) 子どものための事業	22
3 市民会館の運営組織	23
2節 郷土愛を育む文化活動の推進	23
1 文化財の保全・活用及び伝統文化の継承・活用	23

2 埋蔵文化財の保護	23
3 市史の編さんと活用	23
4 博物館活動の充実	23
第4章 家庭教育	24
1 「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進	24
2 家庭教育の充実・広報活動	24
 【教育を支える条件整備の推進】	
第5章 名護市の教育を支える施設の整備	25
1 節 学校教育環境の整備	25
2 節 教育・体育関連施設の整備	25
1 地域公民館の整備	25
2 出土遺物管理施設の整備	25
3 市民会館の整備	26
4 総合運動公園整備の推進	26
第6章 名護市の教育を推進する体制の整備	27
1 節 教育施策推進体制の充実	27
1 教育委員会運営の充実	27
2 効率的な組織及び人事管理	27
2 節 教育環境の整備・充実	27
1 学校管理予算の有効活用の推進	27
2 学校備品の有効活用の推進	27
3 通学区域制度の弾力的運用	27
刊行にあたって	29

(関係資料)

漸成的図式	31
教育の構図	32
日本の教育の仕組み	33
生涯学習と教育について	34
教育的システムと法的構造	35
長の職務権限	36
教育委員会の職務権限	37

はじめに

1 社会背景

昭和35年（1960年）池田隼人内閣の下で所得倍増計画が策定され、戦後日本の目覚しい経済発展はそこから始まりました。昭和45年（1970年）の名護市誕生、昭和47年（1972年）の祖国復帰、昭和50年（1975年）の国際海洋博覧会を経て、名護・沖縄も見事に復興を遂げました。その間高度経済成長の時代が続き、バブル経済の形成とその崩壊後の経済不況、それに続く景気の回復を経験して現在に至っています。その過程において、産業構造は重化学工業を機軸とする時代から情報・知識産業を機軸とする知識基盤型社会の時代へと変化を遂げています。

その間に形成された社会的状況として、大量生産と大量消費、少子高齢化と核家族化、高度情報化とグローバル化などが顕著になりました。そのことに伴って地域コミュニティの弱体化と人間関係の希薄化が進み、共同体社会から核家族・消費社会へと変化してきました。それらのことが、戦後日本の人々の考え方・価値観や教育の方向性を決定付けたといつても過言ではありません。一方では地球温暖化が顕在化し、地球環境の保全が人類の共通のテーマとなっています。持続型社会の構築に向け、産業構造及び生活の有様の転換が求められているわけです。

自然環境の開発と保護、社会組織の競争と協調、人間の個性化と協調性など、従来の科学の論理では解明できない複雑かつ多様な問題が生じているのが現代であります。そのような中、行財政改革の進展とそれに伴う分権社会の構築など、従来とは明らかに異なる行財政課題が山積しています。そのような折、アメリカ合衆国における金融破綻に端を発した経済危機が全世界を覆い尽くしています。貧困、経済格差など、この恐慌の中からまた新たな教育問題が発生してくることが危惧されます。

2 教育を取り巻く状況

名護市において、子どもたちの学習及び文化・スポーツ活動における活躍はすばらしいものがあります。また、市民においても社会の形成者としての役割・使命を担い、日々研鑽を積んでいるところであります。にもかかわらず、教育問題はいつの世においても尽きることはありません。名護市においても、児童生徒の学力問題、不登校・いじめ等の生徒指導の問題、特別支援教育への対応、そして教育施設の老朽化、人材の不足等の諸問題に加え、ネット社会における新たな教育課題など、そのどれもがすぐさま解決しなければならない問題が同時に発生しています。また、教職員や学校の教育力の低下、地域や家庭の教育力の低下が指摘され、社会総がかりでの教育再生が謳われました。

21世紀の今日になって、教育の学校集中は極限にまで達しています。従来地域社会のなかで働いていた様々な教育機能が学校に吸収され、社会からは失われつつあります。本来家庭で行うべき基本的なしつけ、生活のマナーの訓練までもが、学校に期待される傾向が強まってきています。

それらの問題を解決していくために教育改革が叫ばれ、そのための施策が打たれました。その代表的なものが平成18年の教育の根本法である教育基本法の改正あります。それに引き続き、学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、教職員免許法などが平成19年に改正されました。そしてそれらの集大成として平成20年には学習指導要領が改定され、学校の責任体制、教育委員会改革、教員の資質の向上等公教育の再生に向けて動き出しました。まさに、教育改革の道筋が立てられたわけで在ります。そのことに基づき、平成23年度の小学校完全実施、平成24年度の中学校完全実施に向けて、新学習指導要領の移行措置が平成20年度から始まりました。また、昨年度に引き続き第3回目の全国学力・学習状況調査が実施されます。今後は、結果を基に、自らの教育及び教育施策の課題を把握し、改善を進めていくことが課題であります。

また、名護市において、中高一貫教育の進学校の設置を希望する新たな動きがあります。このことは、第4次名護市総合計画、平成21年度施政方針においても取り上げられており、私立の進学校も視野に入れながら、どのような制度や課題があるのかも含めて、そのあり方について調査・研究をしていく必要があります。

3 計画策定の意義

本基本計画を策定するねらいは、政策体系に基づくマネジメントシステムを確立することあります。名護市の基本構想を受け、基本計画を補完する政策の実施に向けた要となるのがこの基本計画であります。現在、重点施策を基点に、実施計画、組織編成、人事異動、予算編成、事業実施へと繋がる一連の業務のプロセスが確立されつつあり、そのことの更なる充実を図っていくための本基本計画策定であります。

めまぐるしく変化する社会にあって、教育の課題もまた変化してきます。その社会の動きを的確に捉える中で、教育のあり方を考えいかなければなりません。特に、義務教育は一国の命運を決しかねない問題であり、現代はまさに、行財政や教育のあり方が本質的に問われている時代であるといえます。そのことの指針として、また、名護市における教育の原点として、本基本計画があるのです。

政策体系には必ず理想や目的が掲げられます。それは、理想・理念を語らないところに改革はありえないし、目的・目標のないところに進歩はないからであります。戦略・戦術に基づいた施策の体系は、理想の実現を目指して組み立てられるものであり、諸々の施策を開拓することによって我々はその達成に向けて一歩を踏み出すのであります。そのことを根底で支えるのが現実に即し現場に立脚した正確な情勢判断との確な問題意識の確立であります。本基本計画は、そのことを、全員が共通の認識として自覚するためのものであります。

I 基本理念

1 計画の視点

ここでは、教育基本計画を策定するに当たって、その計画の内容と方向を規定していくつかの基本的な考え方、立場といったものについて明らかにしたいと思います。何故なら、自治体における計画や施策にとって、この点が最も重要な出発点になると認識しているからであります。

(1) 計画の前提

これは、教育が成り立つための前置きとなる条件、あるいは、教育をなす土台となるもので、教育を進めるに当たってその根底を一貫して流れる普遍的な基本認識のことをいいます。このことは、教育を進めていくに当たって紛れもなく存在する法則性であり、我々はこのことを避けて通ることはできないと認識しています。

ア 教育の総合性（全体性）と個別性

教育は、いろいろな角度から複眼的に物事を見つめ、考えることが重要であります。まず言えることは、教育・子育ては、きわめて個人的な営みであると同時に、社会全体としての取り組みでもあります。個々の人間が、各々の人格を磨き完成させることができ、そのまま平和で民主的な国家及び社会の形成者たるのであります。一人の人間が人として、一人前になることが、直接社会の担い手となるのです。そのように、教育は二面性を持っています。

この二面性は、樹と森をイメージすると解りやすいです。いろいろな種類の樹が集まって森が形成されますが、一方では、それぞれの樹にはそれぞれのポテンシャルが備わっています。人間も社会を形成し、他人と関わりながら生きる社会的動物であります。人間は孤立しては生きていけないのであります。しかし集団の中においても人は各々個性を備え人格を持った個々の人間であります。その人間形成の背景となる人種、言語、宗教、習慣、風俗など、その人が育ってきた地域の文化・風土もそれぞれ異なります。人間は、それが人間を備えた個人であると同時に、社会性を身につけた社会の形成者でもあるわけです。

イ 発達課題の各段階とその心理的側面（漸成）〔別表「漸成的図式」参照〕

エリクソンは生涯を8つの階層に区分しています。それらの階層間に漸成の過程が成立するというわけです。漸成とは、階層間は順序をとばすことなく前の階層を土台として次の階層が成立するという意味であります。前世代で獲得しておくべき学力、人間性といったものを土台にして次の世代が成り立つということであります。

そのように、子どもは常に生きており、漸成の過程を踏まえて日々成長していくものであります。子どもたちは待ってはくれないのであります。そういう意味で、教育は待ったなしの営みであり、それ故に、教育はことさらその成果が求められるのであります。

ウ 教育・文化の累積的循環〔別図「教育の構図」参照〕

教育は世代間の循環を繰り返しながら地域に累積されていきます。教育・文化はより質の高いものを目指して活動することにより、その成果が地域に還元され蓄積されます。そしてそれを土台にして更に高度なレベルの教育・文化活動を開き、その成果がまた地域に還元され蓄積されていきます。そのように教育・文化というものは世代や時代を超えて累積的に循環を繰り返し、その積み重ねが「人格を完成」させ、「平和的で民主的な国家及び社会の形成者」を育成するのであります。その上に、平和で知的な地域社会が形成されるものであると考えます。そういう意味で、今生きている人たちの時代的責任は重大であります。

しかし、この累積は必ずしもプラスの累積ばかりではありません。マイナスもあるのです。その典型が、かつて日本が第二次世界大戦へと突入していった時代であります。あの時代は、それこそ日本国全体が暗黒の時代で、そのことを誰一人として止めることができず、泥沼の中へ転がり込んでいったのです。

教育を進めるに当たって、この概念をイメージしておく必要があります。

エ 教育の自由と自立と直接性

教育の自由と自立と直接性は、教育を進めるに当たって、いかなる理由、いかなる思想・信条をもってしても犯してはならない領域であると思います。この三つの概念は、密接な関係があり、一体的に進めていくべきものであると考えます。

● 教育・文化の自立

教育・文化は地域自ら自前で賄えるようになるのが基本であります。地域に住んでいる人が自ら教育・文化に関わり活動するということは極めて重要な意味を持ちます。何故なら、地域の子どもは地域に住んでいる人がしか教育できないからであります。教育というものは、日々の日常生活のいとなみの中で繰り返されるものであり、日ごろ子どもたちと接する機会の多い、その地域に住む人々の文化的・教育的レベルがそのまま地域の教育力に繋がるからであります。故に、そのための仕組みづくりと人材育成は教育・文化振興の基礎的要因であります。

● 教育の自由：〔弓と矢の関係〕

教育の自由について、弓と矢の関係のたとえで考えてみたいと思います。

弓を強く引けば引くほど、その弓に蓄えられる力は強くなり、その分、矢は遠くへ飛びます。それと同様に、教育レベルが高ければ高いほど、歴史や文化への理解が深ければ深いほど、未来を見通す洞察力は磨かれます。そこに教育を受け学習をするという重要な意味があります。教え・伝えられることが真実でなく歪曲されたものであれば、弓矢はとんでもない方向に飛んでしまいます。しかも国家権力など、関与する力が強ければ強いほど社会に及ぼす影響は大きいものになります。教育基本法において、国家の教育への不当な介入を禁じているのはそのためであります。教師の最善の能力は、

自由の空気の中において花開くのであり、この空気を作り出すことが行政の仕事なのであります。

● 教育の直接性

旧法の第10条第1項に「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」とあります。また、新法第16条において「教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものである」と謳われております。この条文において、教育の世界は、政府の干渉によって侵されてはいけない、教育の自治は、直接性の理論において行わなければいけない、とされています。行政の教育への不当な介入の禁止と教育の直接性を強く訴えているのです。

その教育の直接性に、教育の自由の論拠があります。教育は、法律の定めるところにより、国民全体に対し直接責任を負って行われなければならないわけですから、教育を授ける者と受ける者との間に、何らかの恣意的な行為や思想・信条・宗教の強制などがあつてはならないのであります。

(2) 生涯学習社会の構築〔別図「日本の教育の仕組み」参照〕

以上の教育の前提を踏まえて、教育行政のビジョンとして、地域文化創造の基盤となる生涯学習社会の構築を掲げ、その実現のための施策を展開していきます。

ア 生涯学習の概念

生涯学習の概念については概ね次のように考えられています。生涯学習とは、種々の学習活動の振興を通じて、人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような「生涯学習社会」を築いていくという「理念」、「考え方」、あるいは国民の一人ひとりが充実した生活を送ることを目指して生涯に亘って行う個々の「学習活動」などを意味するものとして用いられています。「学校教育」や「社会教育」といったものとは別に「生涯学習」というものが存在する訳ではありません。生涯学習という概念には「あらゆる学習」が含まれるのであり、学校教育、社会教育など学校や社会において意図的・組織的に行われる「学習」だけでなく、家庭、人々のスポーツ活動、ボランティア活動等の中において行われる「学習」も生涯学習に含まれるということに留意する必要があります。また、生涯学習という考え方は、生涯に亘る学習の継続を要求するだけでなく、家庭教育、学校教育、社会教育の三者を有機的に統合することをも要求しています。そのような意味で、生涯学習とは、教育制度全体がその上に打ち立てられるべき基本的な理念であるといえます。

イ 生涯学習社会の構築

人の一生は、学習による発達の過程であります。人間はその生涯を通して学び発達する権利をもち、それにふさわしい学習と教育を一生自らに課す。そして自己を創造していく。その営みを通して文化が生まれ、地域性が形成されていきます。

「教育はまちづくり」という視点に立つ場合、どういう地域社会を形成するか

ということが課題となります。いつでも、誰もが、どこでも、学びたいことを、学びたいだけ学ぶことのできる時代が進む中、目指すのは、人間が生涯を通してその必要に応じて学ぶことのできる社会であります。同時に、何回でもやり直しのできる社会システムを作り出すことであります。教育行政のビジョンとして、地域文化創造の基盤となる生涯学習社会の構築を掲げ、そのための施策を展開していきます。

(3) 基本目標

教育行政のビジョンの実現に向けて、まずは辿り着きたい全体的な目標を「**学校・家庭・地域の教育力を高める**」＝地域社会全体で子どもを守り育む=こととします。これから展開される施策・事業はこの目標の達成に向けた内容のものとし、その事業執行に当たっていきます。

大人の根本的な責務として、子どもを教育するということが挙げられます。子どもを産み育てるという行為は人間として至極当然のことで、その権利は何人も否定できません。問題は、責任を果たし得るかどうかということです。その責任というのが、家庭（親）の責任、学校（教師）の責任、地域の責任そして行政の責任などが挙げられるが、それらが個々に動いていたのでは子どもの教育は十分におこなえません。教育というのは、日々の営みの繰り返しの中で行われていくものであり、子どもは、地域・家庭・学校という一連の環境の中で育っていくものであります。各々が主体性を発揮しつつ、なおかつ密接な連携を図り、地域社会全体で子どもを守り育んでいける教育環境づくりを教育行政の基本目標とします。

2 計画の主旨

ここでは、計画のコンセプト、つまり計画の全体を貫く骨格となる観点について考えてみたいと思います。

先に、計画の視点のところで、教育を通したまちづくりのビジョンとして「生涯学習社会の構築」を挙げたわけですが、その生涯学習社会という環境の中でどういう内容の教育を進めていくのかということを示したのがこの計画の主旨であります。

(1) 教育の理念

教育・子育てとは、人間生活における「人を人として人間らしく育て上げる」諸々の営みであります。もちろんその主体はいうまでもなく子どもであり、国民であります。「人間らしさ」については、その社会の体制や歴史・文化（風俗、習慣、宗教など）によって異なると思いますが、日本においては、憲法の理念である基本的人権の尊重、国民主権の精神、恒久平和の希求ということを抛りどころとして考えられると思います。そのことを人間の発達段階に応じて教え、ひとりの人間の分別として身につけさせるのが教育ではないでしょうか。

旧教育基本法の前文に「我らは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性豊かな文化の創造を目指す教育を普及徹底しなければならない」と述べ、また新法においては「我々は、個人の

尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する」と謳い、教育の理念を示しています。ここでは、個人の尊厳、そして公共の精神の尊重という観点が強調され、さらに真理と正義と平和を希求し、豊かな人間性と創造性を備えた人間が教育の目指すべき人間像として規定されています。また教育を通して文化の創造というのがあります。その場合目指すべきは「伝統を継承し、普遍的にしてしかも個性豊かな新しい文化」であります。国粹的な、閉じた文化ではなく普遍へと開かれた文化でなければならない。そして、普遍的なものを追求すれば、そこにおのずと個性的なものが生かされ、個性がにじみ出てくるというわけであります。日本の伝統的な文化も普遍的に開かれたものとなることによって真に個性的なものになり、その伝統を継承しながら、そこからまた新たな文化が創造されるということであります。

(2) 教育の目的

教育の最終的な目的は教育基本法第1条でいう「人格の完成」であります。人が生きていくためには、人権思想を前提に人が人として相互に尊重しあう関係が求められてきました。そして人間は教育によって始めて人間になるのであり、その人間は何かの手段として扱われるのではなくそれ自体目的として尊重されなければならないであります。

さらにこの第1条の目的の中に、「平和的で民主的な国家及び社会の形成者」とあります。一人ひとりが平和な国及び社会の担い手にならなければなりません。その一人ひとりの個人は社会から孤立して存在しているのではなく、これから社会を形成していく主体、主権者としての人間なのであります。そのためには真理と平和を愛する人間が目指され、個人の価値を尊びその個性を尊重するということが教育の中で守られなければならない。さらに、勤労と責任を重んじること、そして自主的精神に満ちた心身ともに健康な国民の育成がここでうたわれています。

(3) 名護市民像

教育の理念において教育の目指すべき人間像について述べましたが、そのことを受けて、名護市民としてどういう人間を目指すのかという名護市民像について考えてみることにします。

名護市には、条例で定めた「名護市民憲章」と聖人・程順則が教え広めた「六諭」があります。それらの内容はほとんど共通するものであります。ここでは、名護市民憲章の精神を基本とし、名護市民像を描いていくことにします。

名護市民憲章は、昭和45年（1970年）に名護市が誕生し、沖縄が昭和47年（1972年）に祖国復帰を果たした翌年の昭和48年（1973年）8月1日に、市制3周年を記念して、5ヶ町村が合併してできたまちの市民一人ひとりの日々の生活の心の拠りどころ、共通の道しるべとして制定されました。誕生間もない若い都市が未来に向けて情熱を捧げ、エネルギーを結集させている時代がありました。そのような時代に制定された名護市民憲章の精神に、名護市民像を求めるることは意義のあるものと

考えます。

名護市民憲章推進協議会は、市民憲章の意義を『市民憲章は法律以前の生活規範であると同時に、市の進むべき方向を示す「発展の原則」でもある。つまり市民憲章は、市民一人ひとりが生活を営む上での「願望」であり、「目標」であり、「約束」である。従って、市民憲章は市の都市像として、また市民像として位置づけられるとし、市民に自身と誇りを持たす指標としての機能を發揮する。』と規定しています。その全文は次のとおりです。

(前文) 沖縄の北都に住む私たちは、名護市民としての自覚と誇りを持ち、恵まれた自然の中で人間性豊かな市民となるため、この憲章を定めます。

(本文)

- ①私たち名護市民は人間を尊び、すべてに広い心と豊かな愛情で接します。
- ②私たち名護市民は自然を愛し、文化財を大切にします。
- ③私たち名護市民はいたわりあって健康な生活を築きます。
- ④私たち名護市民は決まりを守り、社会を明るくします。
- ⑤私たち名護市民は伸び行く力を育て、未来へ前進します。

前文においては市民憲章制定の目的を表しています。名護市民としての市民意識の自覚と昂揚を図り、豊かな文化・伝統を継承発展し名護市民としての誇りを持ち、人間性豊かな市民生活を営むために制定したということになります。本文は5項目から成り立っています。人間尊重と自然愛護を柱に文化財の保護、健康な生活、秩序の樹立、教育文化産業の発展等市民生活の各般にまたがっています。それらのことは、名護市民が市民憲章の精神を読み取り、日々の生活の営みと結びつけ、できることから具体的に実践していくことが実現へと繋がるとしています。

その中から、名護市民像を導き出すとすれば「人間を尊び、自然を愛護し、文化を育み、秩序を守り、なおかつ健康であり、進取の気概に満ちた教育熱心な市民」ということになります。そのことを目指すことにより、人それぞれの「人格の完成」に導き、「平和的で民主的な国家及び社会の形成者」を育成していくということになります。特に、市民憲章は、項目5において、名護市が、子どもたちに夢と希望を与えることのできる「教育都市」であることを切に望んでいます。このことは本計画において、教育行政のビジョンとして掲げている地域文化創造の基盤となる生涯学習社会の構築と合致するものであります。

(4) 小さな世界都市と名護市民像

小さな世界都市とは、「たとえ小さくとも、光り輝き、品格が内部からにじみ出てくるような、世界に誇りうるまち」ということになります。地域の特色を活かした個性的なものであるが故に世界においても存在感のあるものを創り上げるという事であります。

名護市はまちづくりの基本テーマとして「小さな世界都市」を掲げ、その実現を目指してきました。この「小さな世界都市」を担う市民像というのも考えてみる

必要があります。

名護市民の多くは地域に根ざし、人生の大半を生まれた地で過ごし、地域の独自な文化の中で育ち、そして個性を備えた人間として成長していきます。しかし高度情報化とグローバル化が進む社会において、国際的視野と感覚を備えた市民を育成し、名護市という地域とそこに住む人々が国際化していくことが重要となってきました。文化、歴史、風俗、習慣などの異なる諸外国の人びとの交流の中から、言語、宗教、価値観などの違いを超えて、もう一度自分たちの文化、国家、地域というものを見つめなおし、私たち自身がともに成長していくこと、また、新たな文化、社会秩序を生み出していくことが強く求められるようになりました。そしてそれらのことを基盤にして、国際化時代の地球人として、異文化を深く理解し、国際語を操り高度なメディアを使いこなしながら世界を舞台にして活躍する人材の育成が必要となってきているわけです。

これから名護市の教育は、それらのことを総合的に視野に入れて取り組んでいく必要があります。

(5) 教育行政の役割・使命

学問への感激がすべての教育への基本であります。瑞々しい感性を持った子どもたちにいかにして学問する喜びを育んでいくか、教育総体としてのあり方を考え、そこから施策の体系を組み立てていくことが大事であります。

人間性を支える能力として①他人と付き合う手心〔社会的行動能力〕、②その気になるということ〔目的意識性〕、③出番を持つ〔分業・専門化と責任分担能力〕(太田堯著「教育とは何か」岩波新書より)があると考えられています。個人の持っているその潜在能力を引き出し育んでいくことが、教育における最も重要なことであると思います。

教育行政の役割・使命は、教育の目的を遂行するのに必要な環境・諸条件を整備・確立することであると認識します。その環境・諸条件とは、次のように集約できるものと思います。ひとつは地域社会の中で子どもたちが安全で健やかに育っていく環境をつくること、二つめは学校において教師が自由な精神でねんごろに子どもたちに向かっていける条件を整えること、三つめは人の生涯にわたる教育・学習基盤を整備することあります。

3 計画の期間（概ね5年間）

計画期間は、平成21年（2009年）から平成25年（2013年）までの概ね5年間とします。

II 基本計画

教育を通したまちづくりのビジョンや教育の理念及び目的を実現していくためのシナリオ・施策の体系をこの基本計画で展開していきたいと思います。

教育を大きく分類すると、学校教育、社会教育、家庭教育に分けられます。そのすべてを有機的に統合したのが生涯学習であります。またそれらは同時に「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成」と「普遍的にしてしかも個性豊かな文化の創造」を目指す教育でなければならないと考えております。

特に、確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく備えた人間を育成することが、教育の第一義的使命であります。なかでも、子どもたちに人間形成の基礎となる知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力そして学ぶ意欲等の確かな学力をバランスよく育成していくことが、全施策を通した共通の課題であります。更に、その基礎学力と活用力を使いこなし、自らの課題に取り組み、探求・創造へと展開していく学力観に立って施策に取り組んでいきます。

施策推進の基本方針

これは、各種の施策を展開していくに当たって、どの部署においても心得ておかなければならぬ守るべき基本的ルールであります。このことは学校現場においても社会教育の現場においても例外ではありません。

1 事業の選択と資源の集中

今後は、重点施策・重点課題に即したシステムの構築及び予算配分・人員配置等のあり方を考えなければならない。そのためには、施策・課題に優先順位をつけ順次着実に解決していく方法が最も現実的である。

2 新たな創意工夫の創出

目的・目標を明確にし、その達成のために、どういう戦略・戦術を組み、具体的にどういう施策を展開していくべきか。実現に向けて具体的な手法を確立し、着実に実践していく。

3 共有化とシステム化

原則として、職員個々の持っている技能、知識、情報といったノウハウをオープンにする。そのような知的資産を集約し職員で共有することにより、新しい価値・方法・システムを作り出していく力に変える。連絡調整を徹底し、個人の力と組織の機能がうまく融合した体制づくりを各部署で進める。

4 コスト削減と効率化

地方分権が進む現代において、地方自治体は地方が主体性を発揮できるシステムを構築しながら、業務の効率化とコスト削減を図り、財源の維持と独自の教育への取り組みを進めていかなければならない。地方行政の再生の第一ステップとして財務改革を取りあげる。

5 市民参加と総合性

施策を推進するに当たって、市民の創意、願望、提案、批判は最も基本的な要件である。こうした市民の意思を結集し得る組織・手段を準備し、物事を総合的かつ多角的に捉えることによって、新しい高度な考え方や施策を生み出していく。

6 協働「コラボレーション」

業務を実施するに当たっての基本的手法の概念として「協働」を挙げます。この考え方は次のとおりです。

教育における協働とは、学校内外の人々が「共に集い」「共通の課題に」「力を合わせて取り組む」ことを指している。教育コミュニティづくりがめざすのは、協働を通して、学校を支える地域を創り出し、地域の核となる学校を創り出すことである。

さまざまな組織や機関の間で協働が行われているといえるのは、「活動の本質的な部分」が他の組織からの協力なしに成り立たない時、あるいは、さまざまな組織が協力して初めてできるような新しい活動が行われている時である。地域と学校の協力のもとで、総合学習を展開したり、地域の新しい祭りを催したりといったことが、その典型例である。

(高田一宏著「教育コミュニティの創造」明治図書、2005年4月)

重点プロジェクト

これは、教育委員会全体として、最優先して取り組んでいく重要課題であります。なかには長年の懸案事項であるものや、その解決に向けた取り組みの中で新しく生じた課題もあります。それらの中には、すでにその一歩を踏み出し、実現に向けて軌道に乗せているプロジェクトもある一方で、これから本格的に手がけていくものもあります。

重点プロジェクトは、経常的に長期間続していく事業ではなく、ある時期集中的に取り組みを行い、5年単位の比較的短期間で終了する事業計画のことをいいます。

1 小中一貫教育の推進について

小学校、中学校の垣根を取り払い、切れ間のない教育目標や内容、指導システムを行う小中一貫教育については、久志小学校と久志中学校をモデルケースとして、その推進に取り組みます。

久志小学校と久志中学校については、組織体制を強化した上で平成21年度から小中連携を図り、平成24年4月に、久志中学校に隣接した小学校を建設し、施設一体型の小中一貫教育に取り組みます。

2 複式学級の課題解消について

複式学級は、児童の競争意欲、切磋琢磨、社会性を育む面において課題があるため、平成18年6月に名護市立学校通学区域等審議会から「複式学級の課題解消について」の答申があったとおり、複式学級を抱えている学校について、その課題解消を検討し取り組みます。

3 学校給食施設の再整備

老朽化が課題となっている学校給食施設の再整備については、平成21年3月に策定された「名護市学校給食施設再整備基本計画」に則り、なるべく早い時期に（仮称）第一学校給食センターを久志地域に設置します。その後の再整備に向けた取組については、（仮称）第一学校給食センターの機能状況や財政状況等を勘案しながら取り組みます。

4 博物館新館建設事業

名護博物館は、「名護・やんばるの生活と自然」をテーマとして昭和59年（1984年）に開館し、地域密着型の露出展示を試みた、全国でも先駆的な博物館として注目をあげてきました。しかし、築50年を経た施設の老朽化、敷地の狭小性、展示の固定化、資料の劣化などの課題や情報システムや障がい者へ対応できる設備が望まれています。

そのような課題を解決するために、現代のニーズにあった、市民が主役の博物館建設をめざします。これまで蓄積された収蔵庫に眠る資料や、新しく調査・研究された

成果を来館者に公開するとともに、その地域特有の自然、文化、歴史を護り育てることを基本にやんばるの博物館を意識した情報の収発信と、多くの人が気軽に足を運べる快適空間の創造をめざします。また、観光や産業など地域の活性化に役立つ機能を備えた博物館づくりを考えていきます。

5 登録文化財（建造物） 津嘉山酒造所修復保存事業

名護市の中心市街地に位置する津嘉山酒造所は、沖縄で現存する唯一の木造赤瓦屋根の泡盛酒造所で、その規模と建築文化における価値に加え、沖縄本島北部における歴史的酒造所としての評価が相乗し、平成18年3月23日に「津嘉山酒造所主屋」、「同麹屋」、「同正門及び外塀」、「同門及び内塀」、「同南井戸」の5件が国の登録有形文化財（建造物）となりました。

しかし、同酒造所の建物は築約80年を経過し老朽化が進行し、屋根とその部材の腐食が著しく倒壊の危機にさらされています。

近年、同酒造所の保存会等の活動により、酒造所・文化財としての価値は周知されつつありますが、建物そのものの修復・保存が緊急課題です。建物を活かし、市民の文化活動に生かすため、所有者および関係機関と連携しその修復・保存を検討します。

6 就学前教育制度について

子どもの「生きる力」の基礎を形成する上で極めて重要な意義があり、生涯にわたる人間形成の土台となる幼児期の教育については、その在り方を具体的に検討し、「幼児教育振興プログラム」策定に向けて取り組みます。

また、これまでの幼稚園・保育所という枠組にとらわれることなく、子どもたちが伸び伸びと就学前の時期を一貫した幼児教育・保育を受けられる環境の形成に努めるため、「認定こども園」等の実施を含めて保護者・その他関係者等と連携を深めながら取り組みます。

7 放課後の子どもの居場所づくりについて

子どもが犠牲になる犯罪・凶悪事件が相次いで発生し、社会問題化したことや、家庭や地域で子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後や週末等に子ども達の安全で安心して遊べる活動場所の確保を図る必要から、平成20年度より「名護市放課後子どもプラン事業」をスタートさせました。小学校の余裕教室や地域の公民館、団地の集会場等を利用して、地域の方々の参画を得ながら、勉強やスポーツ・文化活動や地域住民との交流活動などの取り組みを推進する事業です。事業は、名護子育て支援塾と名護市PTA連合会へ委託し、現在は市内20箇所で行われています。今後、「放課後子どもプラン事業」を持続発展させ、この活動をとおして子ども達が地域社会の中で、心健やかに育まれる環境づくりを推進していきます。

【学校、家庭、地域社会が一体となった教育の推進】

第1章 未来を拓く学校教育の推進

学校教育とは、学校教育法第1条で定める学校において、教育課程に基づき、教育を受ける者の心身の発達に応じて、組織的かつ体系的に行われるものであるといえます。

その学校の第一義的な使命は、児童生徒に「学力」を定着させることであると認識しています。その学力を基礎に、人間形成を公的に担う学校は、その国の国民性をも規定するほどの重要な役割を果たしているといえます。特に、義務教育は生涯学習の基礎・骨格を成すもので、一個人の人の生涯においても、国家・地域社会の成り立ちにおいても極めて重要な意味をもつものあります。ちなみに、生涯にわたる人間形成の基盤を成すのが幼児教育であります。その幼児教育と義務教育なくして教育の目的は果たしえないし、生涯学習も成り立たないものと認識しております。

1節 幼児教育の充実

1 幼児教育環境の充実

子どもたちの健やかな成長を支援し、より充実した幼児教育の環境づくりのため、幼稚園及び保育所運営の充実を図るための支援を行います。

また、幼稚園と保育所（園）との合同研修会等の開催により、相互の連携（幼保連携）を強化するとともに、学びの連續性を大切にし、スムーズな小学校への接続を目的として、小学校との連携（幼保小連携）の充実に向けて取り組みます。

2 地域における幼児教育センター機能の充実

保護者や地域に対し、幼稚園及び保育所の持つ子育て支援機能や施設を開放し、幼児教育に関する相談や情報提供、保護者同士の交流の機会を提供するなどの支援体制作りについて、関係機関との連携を図りながら取り組みます。

2節 義務教育の充実

1 魅力ある学校づくりの推進

学校を取り巻く環境は地域によって様々であり、地域の特色や実情に応じた教育活動が現在も展開されています。校長のリーダーシップの下、教職員を始め、保護者や地域が総ぐるみとなり、地域の特色や子どもたちの実態を踏まえた、その学校ならではの魅力あふれる学校運営が推進されるよう支援します。

2 確かな学力を身につける教育の推進

「生きる力」の基盤となる確かな学力（基礎的・基本的事項）を確実に定着させ、児童生徒の学力向上を図るとともに、自ら学び、自ら考え、自ら問題を解決する能力等の生きる力の育成を図ります。

3 豊かな心を育てる教育の推進

生命の尊重や他人への思いやり、感動する心等の豊かな心を育む道徳教育を充実させます。また、社会性や豊かな感性を育む体験活動を重視し、学校行事等の特別活動や総合的な学習の時間を創意工夫し、豊かな体験活動ができる取り組みを充実させます。

4 健やかな心身をはぐくむ教育の推進

たくましい心と体を育むため、体力の向上と健康の保持増進を図り、生涯を通じて運動に親しむ態度の育成等、体育・スポーツ、健康教育の充実を図ります。

また、「名護・やんばるツーデーマーチ」などのイベントへの積極的な参加を呼びかけ、自然とのふれあいを通して体力作りの推奨に努めます。

5 配慮を要する子どもへの支援教育の充実

いわゆる配慮を要する児童生徒は、年々増える傾向にあります。こうした子どもたちへ適切な支援を行うため、個別の支援計画の作成や支援活動をいっそう充実させます。

また、教師の特別支援教育に関する知識・技能、配慮を要する児童生徒理解にかかるスキルの向上に努めます。

6 いじめ、不登校等の問題行動に対応した教育の充実

いかなる理由であれ、いじめは断じて許されるものではありません。いじめの根絶を目指し、心の教育の充実を図り、望ましい人間関係構築のための授業改善に努めます。

また、登校できずに悩んでいる児童生徒の支援のため、適応指導教室の運営充実や教育相談体制の強化など、適切な支援を行います。さらに不登校を未然に防ぐための様々な対策を講じてまいります。

7 安心安全な学校づくりの推進

子どもたちが安心して学校生活が送れるよう、学校・家庭・地域が一体となった安全確保の取り組みを行います。特に小学校においては、学校単位で発足したスクールガードの活動を支援します。

3節 教員の資質・指導力の向上

1 研修体制の充実

教師の基本的なスキルである「授業力の向上」のため、教育研究所を中心とした研修体制の充実を図ります。また、長期教育研究員の研究を支援し、学校現場において研究成果が効果的に活用されるよう、研修内容の充実及び体制強化を図ります。

2 研究成果の活用

研究成果が効果的・継続的に活用できるように、成果を各種報告書やビデオ等で蓄積し、必要なときに利用ができるライブラリーの構築に取り組みます。

3 各種研修会への参加

研究所や各学校の研究成果発表会等に多くの教師が参加できるように各学校に各種研究情報の提供の充実を図ると共に、多くの教師の希望する研究授業が開催できるよう取り組みます。

4 教職員の健康管理支援体制の充実

様々な問題に対応する教職員のメンタル面をサポートするため、産業医の配置など学校現場における教職員の健康管理体制の構築について検討します。

第2章 人生を豊かにする社会教育活動の充実とスポーツの振興

(財) 日本生涯学習総合研究所理事の伊藤俊夫氏は「社会教育が低調な社会や国家には未来がないといわれる。それが国力の動力源だからである。」と述べております。社会教育が活発であるということは、地域社会そのものに元気がある証であるということだと理解できます。そのことは、学校教育との密接な関係の上に成り立っているものであり、特に、青少年健全育成活動は学校との協働なしには成立し得ないものであります。

以前には当然のものと考えられていた社会における教育力が衰退し、十分に機能しなくなってしまっていると判断せざるを得ない昨今の状況であります。社会の教育力を甦らせ、子どもたちの出番を日常生活の中で意識して創っていかなければならない時代になったといえます。

地域コミュニティの教育力が再認識されてきている今日、基本的な方針として、地域に根ざし日常生活の中で経常的に展開していく住民活動の仕組み及びネットワークづくりを重点的に進めていきます。その中において、子ども会などを中心に、現代に即した新たな子ども社会の構築を目指し、子ども特有の異年齢間で群れて遊ぶ関係づくりを進めています。

また、スポーツの教育的効果と健康増進との密接な関係は周知のとおりであり、スポーツを介した教育・人間形成と健康づくりが各地で盛んに行われています。名護市出身アスリートの県及び国内外での活躍は、青少年を中心として市民に夢と希望、自信と誇りを与えるとともに、市勢の高揚や地域活性化に大きく寄与するものであります。

1 節 地域の教育力を活性化させる社会教育

1 社会教育団体（婦人会・青年会・子ども会等）の活動支援の充実

婦人会・青年会・子ども会活動の支援のために補助金交付や団体の求めに応じた協力を引き続き行います。

また、組織内強化・連携を目的として組織内交流を支援するとともに、それぞれの活動を積極的に広報します。

青年会活動に関して、各青年団体の統括組織を設立し、各青年団体の育成と定着を目指し、支援したいと考えています。設立後は、青年を対象にした講演会、シンポジウム、事例発表等の研修や交流会を通して、各団体が相互に連携し活動できるよう、青年の意識向上に努め、地域社会の発展を目指し、支援していきます。

2 社会教育活動の広報

現在行っている社会教育だより「心」や名護市広報「市民のひろば」を利用し広報活動を継続するとともにホームページ上の広報活動にも力を入れます。特に今後は地域における異世代交流の取組等地域のうまくいっている活動事例をとりあげていきます。

また、名護市の社会教育の課題等に関する社会教育シンポジウムを開催します。

3 地域公民館（コミュニティ施設）の管理・支援の充実

利用状況報告書の統一化をはかるために地域公民館の書記等を対象に研修会を開催します。また、指定管理を行っている施設の使用規定をまとめるとともに各区発行の広報誌の収集も継続していきます。

そして、助成事業を活用し、地域活動充実のために支援を行います。

4 生涯学習情報の提供

サークル団体情報を年度毎に発行し、その情報をホームページでも公開します。また、生涯学習ボランティアの認定証交付を定期的に行い、生涯学習への取り組みを支援するとともに、地域住民の技能等を活かしたボランティアによる学校支援体制の充実を図ります。

5 社会教育関連機関・施設のネットワークの強化

社会教育関連機関・施設の連携、情報共有をはかるため、引き続き定期的な会議を開催します。北部生涯学習推進センター、ネオパーク、GODAC（国際海洋環境情報センター）等市域の生涯学習関連施設へも参加を呼びかけます。

2節 名護市の将来を担う青少年の健全育成

1 青少年の健全育成事業の充実

- (1) 小中高生の異年齢集団の中で、規律ある共同生活を通して自主性及び協調と連帶の精神を培うことを目的に、青少年団体のリーダー育成及び青少年の健全育成事業の充実に努めます。
- (2) 学校教育と連携し、自然に触れ合う野外体験・生活体験型の活動を推進します。
- (3) 引き続き社会教育関係機関との連携の下で、青少年の健全育成を図ります。

2 青少年健全育成運動の推進

沖縄における大人の夜型社会が、青少年の夜遊びや深夜はいかいに影響していることを市民が認識し、青少年自身が目的意識をもって規律ある正しい生活態度を身に付けられるよう、「青少年の深夜はいかい防止市民運動」を展開するとともに、有害図書販売店や遊技場等への立入調査を行い、青少年の健全育成に係わる社会環境の整備に取り組みます。

3 青少年育成団体（青少年問題協議会・青少年育成協議会・PTA連合会）の支援

青少年問題協議会は青少年問題に関する総合施策の樹立について調査審議するとともに、関係行政機関相互の連絡調整を図り、市に対し意見を述べることができる組織です。また青少年育成協議会、PTA連合会はそれぞれの目的のもとに、青少年の健全育成活動を具体的に実践している団体です。

上記団体の事務局として、あるいは補助金交付や団体の求めに応じた協力をを行い、

活動を支援していきます。

4 青少年センターの設置

社会教育施設として、青少年に対する相談、指導、環境浄化（環境整備）及び研修等の活動を行い、青少年の健全育成を図ることを目的とする青少年センターの設置が求められます。

青少年問題が複雑化する中にあって、名護市の行政の現状は、青少年問題を扱う部署が教育委員会だけでなく、福祉部門にもまたがり、さらにニートや就労問題においては商工部門との関係も深く、市民にとっては相談する部署が散在かつ分かりづらい状況にあります。

青少年センターを設置することにより、青少年支援に関する窓口ができ、行政・学校・地域・警察・児童相談所の関係機関等の連携が図りやすくなります。

3節 心と体を鍛えるスポーツ活動の充実・振興

1 生涯スポーツの推進

(1) 多様な生涯スポーツ事業の実施

成人の週1回以上のスポーツ実施率が50%以上になるよう、市民の要望する多様な生涯スポーツ事業を推進するとともに、市民が主体的にスポーツに親しむ態度や習慣を形成するような環境整備に努めます。

(2) 体力づくり運動の推進

県内における男子の平均寿命の低下やメタボリック・シンドロームの増加により、市民の健康志向が高まり、スポーツ・レクリエーションの重要性が増しています。各種スポーツ教室、大会、講習会などを実施し、生涯スポーツの充実を図るとともに、市民の体力向上、健康増進に努めます。

(3) ツーデー・マーチとの連携

健康づくりには、先ずは「歩く」ことからであり、日頃の運動不足あるいは、健康の保持増進のために、「サントピア沖縄名護やんばるツーデーマーチ」に多くの市民や団体等が参加できるよう同実行委員会と連携を図り「歩け歩け運動」を推進していきます。

2 競技スポーツの充実

(1) スポーツ団体の育成と支援の充実

国体をはじめとする全国大会や県大会等における本市出身選手の活躍は、市民に夢や感動を与え、青少年の健全育成や市勢の活性化に大きな役割を果たすことから、N P O 法人名護市体育協会をはじめとする各競技団体の育成と支援の充実を図ります。

(2) トップアスリートの育成・強化と指導者の養成・確保

N P O 法人である名護市体育協会をはじめとする各競技団体、小・中・高校、

大学及び地域が連携、協力し、県内及び全国的に活躍できる選手を組織的、計画的に育成、強化するとともに、専門性を有した資質の高い指導者の養成、確保に努めます。

3 青少年のスポーツ活動の推進

完全学校週5日制の実施に伴う青少年の自由時間の増大、情報化の進展により家に引きこもり、パソコンゲームやテレビ観戦が習慣化している青少年が増え、青少年の肥満も増大しています。また、スポーツをやる青少年とやらない青少年の二極化が進んでいます。これらを解消するために、遊びを通じてのスポーツ活動を充実させ青少年の体力向上及び健全育成を図るため、スポーツ少年団の本部を設置し、スポーツ少年団の組織化を推進します。

4 平成22年度全国高等学校総合体育大会の推進

平成22年度に開催される全国高等学校総合体育大会における剣道競技及び自転車競技（ロード）大会については、事務局体制を強化するとともに、名護市実行委員会を核として、関係機関団体等との連携を図りながら、当該大会の実施に向け取り組みます。

4節 豊かな心をはぐくむ図書館

1 図書館サービスの充実

(1) 窓口サービス

図書館サービスの基本である貸出しを中心に、レファレンス（読書案内）やリクエスト（予約）サービス等を充実させるとともに、インターネットを利用した図書館へのアクセスや他の公共図書館所蔵資料の貸借等、利用者からのニーズに応えられるように努めます。

また、保育所・児童生徒の施設見学を推進し、図書館施設を理解させ、活用してもらえるよう努めます。

さらに、図書館便りやホームページ等で広報活動を行い、利用促進を図ります。

(2) 図書館資料の充実

利用者からの図書資料のレファレンス、リクエストの集約を行い、ニーズの高い図書の分類を把握し、市民の文化・教養・調査・研究に対応できるよう図書購入の際役立てていきます。

また、地域資料・情報（特に沖縄県、名護市、山原）を積極的に収集し、提供していきます。

(3) おはなし会・講演会の開催

図書館の施設を利用し、職員とボランティアによる児童生徒に合わせたおはなし会や上映会を開催し、読書の楽しさを伝えていきます。

また、A Vホールを利用した講座や講演会等を通して市民の学ぶ機会を作りま

す。

2 羽地地区センター図書室の充実

図書室についての広報に力を入れ、利用者の増加に努めます。また、地域の読みきかせボランティアの活動を推進し、読みきかせ等のイベントを行います。

3 移動図書館（がじまる号）利用促進

本館を日常的に利用できない地域の小中学校、保育所、地域公民館をステーションとして巡回し、連携を図りながら地域の読書活動に役立てます。

4 学校図書館・地域公民館とのネットワークの強化

図書館ホームページ等により学校図書館や地域公民館へ資料・情報の提供を行います。

また、地域公民館等と連携を図り、情報の提供や地域資料の収集を行います。

5節 市民の学びを支援する公民館

中央公民館は、市民の学習ニーズに対応するため、市内の社会教育関係機関などと連携し、乳幼児期から高齢期にわたる「学び」、また、地域社会に根ざした「学び」の機会を充実します。

1 生涯学習機会の充実

地域公民館や社会教育団体と連携し、生涯学習を生かした地域活動の支援につながる人材の育成に努めます。また、市民一人ひとりが環境に配慮した生活が実践できる環境学習に取り組みます。

2 サークル団体の育成・活動支援

あらゆる世代にとって身近で利用しやすい学習拠点として、自主的サークル活動を支援し、学習の成果を発表できる場を提供します。学習の成果を発表できる場を提供します。

3 地域公民館との連携・公民館研修会の充実

名護市公民館連絡協議会や社会教育団体と連携し、市民が誰でも気軽に集える生涯学習の拠点となるよう、地域公民館活動を支援します。また、地域公民館活動を支える人材を育成するため、公民館職員等研修会を実施します。

第3章 創造性を育む文化活動の振興

人が人として人間らしく生きていくためには、芸術文化は無くてはならないものであります。芸術文化というものは、人の生活に品格と厚みを加え、人間の行うあらゆる活動に豊かな充実感と生きる意味を与えるものであります。そういう意味で、芸術文化なくして人の生涯は成り立たないといえます。

また、芸術・文化は、長期間にまたがる研究活動や人間生活の営みの蓄積の結果形成されるものです。地道で時代を越えた取り組みが必要であり、忍耐力と創造力と構成力が求められます。そのように芸術・文化活動は、地域の悠久の歴史を解き明かし、地域の個性的な文化を創造することにより、市民のアイデンティティと誇りを醸成しようとするものであります。名護市民にとって、自らの地域文化を評価し、明日の「わがまち・わがむら」をつくっていく知恵と心の糧を集成するものであります。

1 節 豊かな感性を育む芸術文化の振興

1 市民会館の利用促進と整備

(1) 芸術活動・創造活動支援事業

芸術文化を多くの市民が享受できるよう、芸術文化振興の拠点施設を構築していきます。施設整備だけでなく、芸術の専門家の協力で多様なワークショップや講座を開くことにより、市民自らが企画・制作し、出演する市民参加型の芸術創造活動の支援に努め事業の拡充を目指していきます。

(2) 施設の維持管理

市民会館を市民や文化団体、広域の催し、民間の企画組織や芸術団体などに貸し出し、利用者の多様な要望にも応える設備仕様とし、施設の稼働率の向上に努めます。

(3) 情報提供

芸術文化に関する様々な情報や施設利用案内等をインターネットを活用し、市民に周知させるなど、芸術文化広報活動に努めます。

2 芸術文化の裾野の拡大

(1) 芸術文化鑑賞事業

会館独自で企画・立案して行う自主事業と、芸術文化団体と共同で企画する共同企画事業を組み合わせ、市民に優れた舞台芸術鑑賞・展示会・文化講演会等の事業機会を提供していきます。

(2) 子どものための事業

次代を担う子どもたちの感性や創造性を育むとともに、優れた芸術文化の鑑賞の機会を提供し、裾野の拡大を図るため、学校教育と連携を図り、出演者と子どもたちとの交流事業を進めていきます。

また、芸術文化を発信できる若手芸術家の発掘に努め、芸術文化を創造する人材

の育成に取り組みます。

3 市民会館の運営組織

平成15(2003)年6月の地方自治法一部改正により、「公の施設」の管理運営に指定管理者制度が導入されました。当市民会館も例外ではなく、制度導入を契機として運営組織を再検討することが新たな課題になっています(名護市指定管理者制度の指針の制定平成19年8月28日)。市民会館の設置理念である「芸術文化による豊かな地域づくり」を念頭に置き、本市における芸術文化振興施策の充実及び効率的な実施を目指せるような運営組織のあり方を検討していきます。

2節 郷土愛を育む文化活動の推進

1 文化財の保全・活用及び伝統文化の継承・活用

諸開発による天然記念物の滅失や埋蔵文化財の破壊、生活環境の変化による伝統技術や民俗文化財等の減少、伝統的建造物の老朽化、老木巨木の衰退など、文化財を取り巻く環境が厳しさを増す中、文化財を所有する地域や個人とともに、その保存・保護・継承に努めます。

また、これら文化財の活用を通し、市民の文化財への理解を深め、文化財愛護思想の普及・啓発を図るとともに、引き続き「文化財案内人」の養成・活用に努め、教育現場や地域づくりに活かします。

2 埋蔵文化財の保護

名護市内には約80ヶ所の遺跡（埋蔵文化財）が確認されています。しかし、その存在や内容が知られていないものが多く、その把握と周知を図ることが必要です。分布調査や試掘・確認調査を実施し、遺跡地図等を充実させ、開発事業との調整に備え、適切な保護に努めます。

3 市史の編さんと活用

市史編さんは、名護市民の自らの歴史を記録し、地域文化を認識する資料として名護市史の編集を計画的に進めます。本編は引き続き「戦争編」、「芸能編」に取り組み、「産業編」、「通史編」の準備を進めると共に、戦後の生活の変遷などを盛り込んだ「戦後史」の追加を検討し、平和学習など教育普及活動も継続して実施します。

また、編さん作業で蓄積された資料の整理、歴史的公文書の収集・整理・保存に取り組みます。

4 博物館活動の充実

名護博物館は、市民や時代のニーズに対応しながら、企画展や体験講座など博物館活動の充実を図ります。

第4章 家庭教育

家庭は、子どもの発達の苗床ともいべきもので、そこでの人格形成がすべての教育の土台となり、出発となります。

家庭教育は、一般的に家庭における子どものしつけ等のように単に特定の親の子に対する教育である限り、社会教育の範囲外であります。これを一般化して子どものしつけのあり方等について啓蒙し、その内容、方法等を教育することは、社会教育の範囲に属するものと考えられています。

最近、社会教育において、家庭教育の充実が重視されるようになってきています。親同士が語り合ったり学びあったりする機会を増やし、親同士を繋ぎ、孤独から解き放つことをもっと重視する必要があるということです。家庭教育支援は、学校教育の観点から、また、社会教育の観点からのアプローチがありますが、ほんとうに大切なのは、その両者の協働による日常的な出会いの機会を現出できるコミュニティづくりであります。

1 「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進

近年、子どもの基本的な生活習慣の乱れが指摘されており、この現状に対処するためには、「早寝・早起き・朝ごはん」に代表される生活リズムの確立が重要となっています。

そこで、学力向上対策の一環として基本的な生活習慣を形成するために、「早寝・早起き・朝ごはん」運動を市全体で取り組むための体制作りに努めます。

学校教育においては、食育をはじめとする様々な教育活動の場面において、その定着に向けて積極的に取り組みます。

社会教育においては、啓発チラシの配布や家庭教育に関する公民館講座等を通して広報するとともに、青少年育成協議会、PTA、子ども会等の関係団体の協力を得て、各地域において、朝のあいさつ運動、ラジオ体操、読書活動、集落内の清掃、テレビの視聴時間短縮、保護者のシンデレラタイムの遵守等々の取り組みの中から、できることを実践していただくよう「早寝・早起き・朝ごはん」運動を展開します。

2 家庭教育の充実・広報活動

中央公民館では、子どもの問題やしつけのあり方について情報や学習機会を提供するために、子育てやしつけなどの悩みや不安を抱く親のため、乳幼児期、学童期、思春期における課題別の出前講座を実施し、家庭の教育力の向上に努めます。また、広報活動として、メールマガジンの配信やなご子ども新聞を発行します。

【教育を支える条件整備の推進】

第5章 名護市の教育を支える施設の整備

安全で恵まれた教育環境を提供していくことは、教育行政の基本的な責務であり、学校や図書館、博物館、公民館、市民会館、体育館、運動場、プール、陸上競技場などの施設は教育環境を構成する重要な具体的要素であります。誰もが、いつ、どこでも、学びたいことを、学びたいだけ学ぶことのできる時代が進む中、生涯学習社会の構築を視野に入れ、全体の整備計画を確立し年次的に着実に実施していく計画であります。特に、老朽化が進む学校教育施設、小中一貫教育校の新設、学校給食センターの再整備、就学前教育環境の整備、博物館新館建設などの市制40周年記念事業は最優先課題であります。

1節 学校教育環境の整備

個性的で魅力ある学校づくりを推進し、充実した教育活動を展開するため、施設を整備するとともに、校舎等の老朽化及び耐震化に対応するための改築を計画的に進めるなど、教育環境の改善・充実に努めます。

また、施設の維持管理や維持補修に努め、円滑な学校運営と安全で快適な施設環境を確保し、常に健全な学校施設の確保を図ります。

2節 教育・体育関連施設の整備

1 地域公民館の整備

市民にとって最も身近な社会教育施設の一つである地域公民館は生涯学習並びに地域コミュニティの拠点施設として広く利用されています。しかし、近年、地域公民館を取り巻く環境は拠点施設としての機能だけではなく、地域住民の生活や福祉などを向上させ、地域住民の要望に応えられるような地域公民館の機能が求められています。老朽化した地域公民館に代わり、地域住民の要望に応える機能をもった施設の整備を行い、社会教育施設の充実を図ります。

2 出土遺物管理施設の整備

発掘調査等によって得られた出土品や調査に伴う図面・写真等の記録類は、埋蔵文化財に代わる重要な資料であることから、地域における歴史的・文化的資産、地域の資産、教育的資産としての意義を有し、地域づくりやひとづくりに活用できる格好の素材です。したがって、資産として活用していくためには、これら出土資料をその価値に応じて適切に保存・公開する施設が必要とされています。これまで発掘調査が行われた「大堂原貝塚」などの出土遺物等は、旧羽地支所庁舎を利用して整理・保存していますが、保管場所の確保が困難な状況に加え老朽化も顕在していることから、出土遺物管理施設の整備について検討を進めます。

3 市民会館の整備

市民会館は1985年8月開館以来、築20年以上を経過しています。施設整備に関しては、保守点検を確実に実施し文化施設としての機能維持に努めています。また多額の予算が伴う大規模修繕（改修）は、年次計画を立てて実行できるように努めています。市民会館は不特定多数が来館する集客施設なので、気持ちよく利用できるように安全で快適な環境づくりをすすめるとともに地域の文化・芸術活動の拠点施設として、時代のニーズに合わせた整備・機能の充実改善を図っていきます。課題として、舞台芸術を身近に感じてもらうため大ホールの改修計画を検討していきます。

4 総合運動公園整備の推進

市民のスポーツニーズに鑑み多目的使用が可能で、公式大会の開催やプロスポーツのキャンプ、県内外の学生、社会人の合宿も可能なスポーツコンベンション機能を持ち、かつ市民から要望の強い武道館を含む名護総合運動公園の整備を推進します。

第6章 名護市の教育を推進する体制の整備

教育のための施策の推進母体となる組織・体制の構築、財源及び人材の確保など、施策推進に必要な諸条件を整備するのが教育行政であります。そのことに対する適切な措置がとられないと、すぐれた企画が立案されても実現は成し得ないのであります。教育の目的や基本目標の実現に向けて、地域社会全体で子どもを守り育むためのシステム・活動作り及び地域ネットワークの構築など、協働を基本とした解決策や仕組みを考えていきます。

また、名護市教育基本計画を基点に、重点施策、実施計画、組織編成、人事異動、予算編成、事業実施へと繋がる一連の業務のプロセスが確立されつつあります。そのことの更なる充実を図り計画的行政を進めていきます。そのことにより、教師や職員たちが教育現場において、自由な精神で、ねんごろに子どもたちに向き合っていける環境・諸条件を整備していくことが、今求められていることあります。

1 節 教育施策推進体制の充実

1 教育委員会運営の充実

教育委員会が合議制の執行機関として機能を発揮し、適切な意思決定を行えるよう、教育委員の施策を実施するにあたり職員との連絡、調整の充実を図ります。

また、教育委員会の会議をより市民へ公開できるよう会議開催予定日や承認された案件等について、市ホームページで公表できるよう改善を図ります。

2 効率的な組織及び人事管理

市民のニーズや教育委員会の課題に迅速に対応できる効率的な体制を整えるため、施策推進に適した組織づくりや職員数の適正化に向けた継続的な改善、職員の能力と意識の向上に繋がる研修、専門的知識及び資格を有する職員の採用の推進を実施し改善を図ります。

2 節 教育環境の整備・充実

1 学校管理予算の有効活用の推進

限られた予算を有効的かつ柔軟な運用に努めるため、平成18年度から導入された枠配分予算方式をさらに充実するよう改善を図ります。

2 学校備品の有効活用の推進

学校職員用コンピュータをさらに充実させ、情報の共有化・事務の効率化を図ります。また、教育の機会均等・教育環境の充実を進めるため、市内小中学校で備品等を共有できる体制作りを進めます。

3 通学区域制度の弾力的運用

保護者及び児童生徒の選択の幅を広げるという観点から、指定校変更制度の推進、

小規模特認校制度の導入、一部地域における学校選択制導入の検討を行います。

刊行にあたって

名護市の教育を進めていくに当たって、その機軸となる考え方、理念及びその実現に向けた施策を定めようということで、教育基本計画を策定することにしました。何かをはじめようとする時、あるいは、悩んだり、前に進めなかつたりする時に、そこに立ち戻って考えることのできる共通の原点というものを明確にしておく必要があるということを実感したからであります。教育に関する様々な問題が発生している現代であるからこそ、時には立ち止まり、フィードバックしながら前に進んでいく姿勢が大事であると思います。

改正された教育基本法第17条で教育振興基本計画の策定が努力事項として掲げられていますが、名護市教育委員会はそのことが言われる以前から基本計画策定の必要性を感じ、自前で策定に取り掛かってきました。そのため、教育委員会の課長クラスで構成する策定委員会を設置し、その下に若手・中堅職員を中心とした作業部会をおいて策定作業を進めてきました。足掛け3ヵ年かかってやっとここまでたどりつくことができた次第です。

本基本計画は、教育のビジョンや理念、目的及びその実現のための施策の体系・シナリオなどについて述べられています。いわば名護市における教育の基本を表明したものであります。

大海原を行く帆船は、進路を正確にとり、風をしっかりと捉えないと目的地に到達できません。また、帆でしっかりと風を捉え、進路を誤らなければ、たとえ逆風の中でも船は前に進みます。その進路が施策の体系であり、風が取り巻く環境・社会情勢であり、目指す港が目的・目標であります。その向こうに“理想”というものがあります。本基本計画は、その向こうにある“理想”を認識し、みんなで力を合わせ、そこに辿りつくためのものもあるのです。そのためには、優れた指揮官の下、逆風に向かっていく勇気、正確な状況判断と決断、高度な技術と知識、統制の取れた組織と有能なクルーの存在、一糸乱れぬチームワークが必要であります。

次代を担う子どもたちの健全な育成が、今の時代を生きる私たち大人の未来に対しての共通の使命であるならば、本基本計画の理念・目的を市民共通の認識として共有し、その実現に向けてともに歩んでいきたいものであります。

平成21年4月1日

名護市教育基本計画策定委員会

関 係 資 料

エリクソンは生涯を8つの階層に区分している。それら階層間に漸成(epi-genesis)の過程が成立するという。漸成とは階層間は順序をとばすことなく前の階層を土台として次の階層が成立するという意味である。(表1参照)

表1 漸成的図式

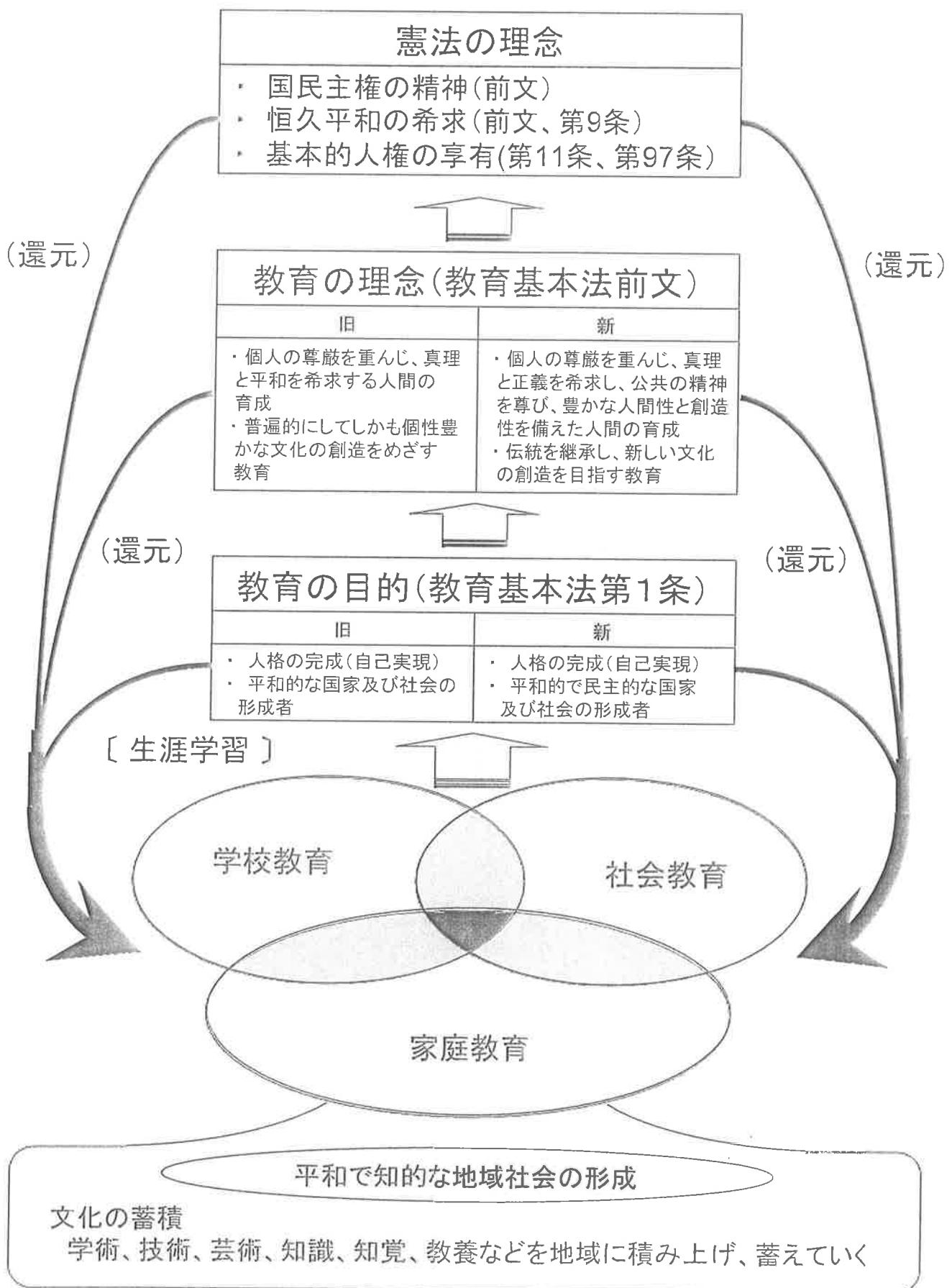
階層		年齢	発達課題対危機	人格的活力
1	乳児期	～1	基本的信頼—不信	希望
2	幼児前期	1～3	自律性——羞恥・疑惑	意志
3	幼児後期	3～6	積極性——罪悪感	目的
4	児童期	6～12	勤勉性——劣等感	有能感
5	青年期	12～20	自我同一性—同一性の拡散	忠誠
6	成人前期	20～30	親密性——孤独	愛
7	成人中期	30～65	生殖性——停滞	世話
8	成人後期	65～	自我の統合性—絶望	知恵

そして、この発達課題の解決の中で「人間としての強さ」ともなる「希望」「意志」「目的」などの人格的活力(virtue)を獲得する。

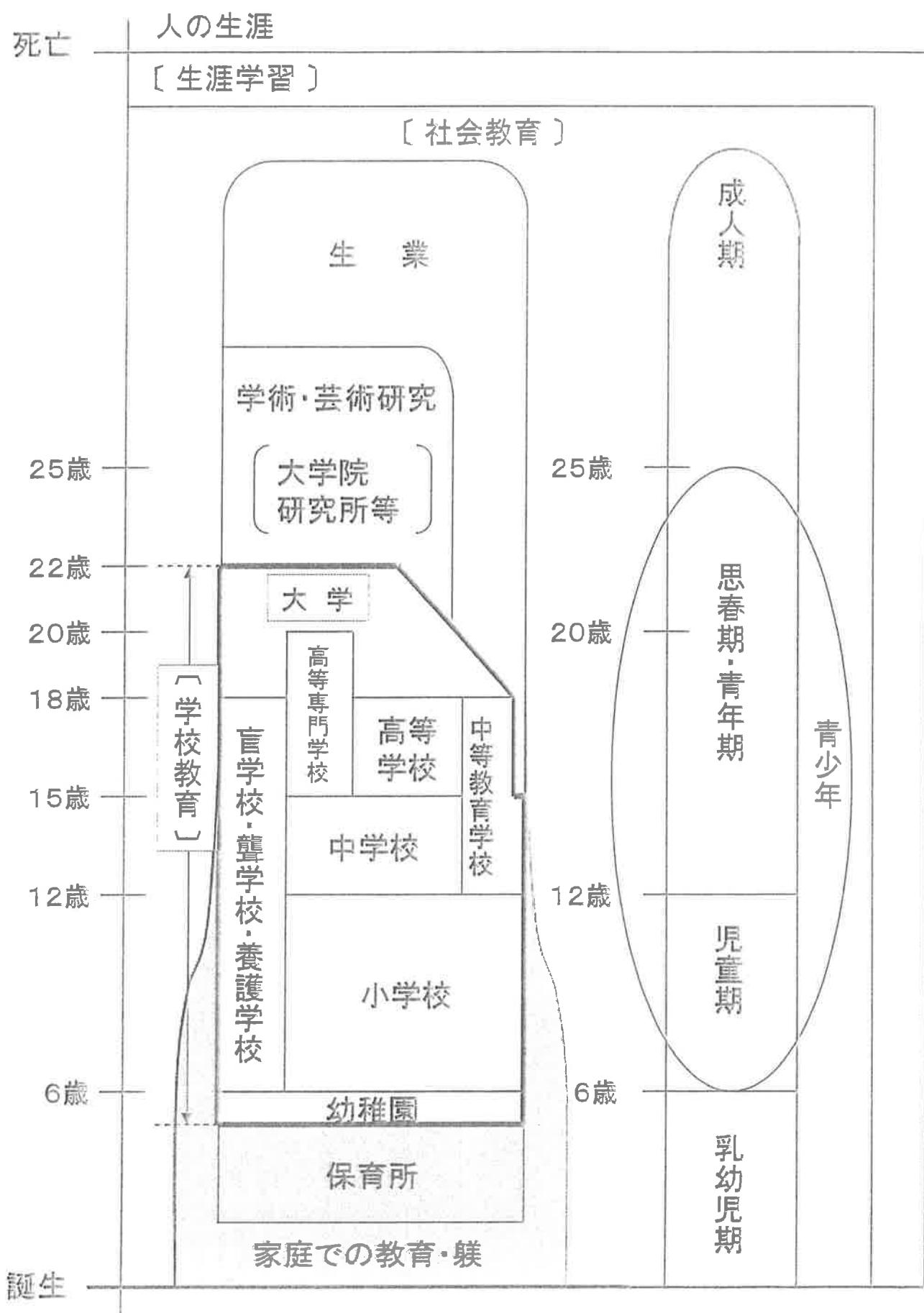
「人間の発達と生涯学習の課題」より

小口忠彦 監修
大西頼子／野口眞代／日比曉美／矢吹和美／吉田博子 著
明治図書 刊行

教育の構図



日本の教育の仕組み



生涯学習と教育について

生涯学習

=「学ぶ者」に着目した概念

教育による学習
主導する者

家庭教育による学習
主導する者

学校教育による学習
主導する者
生活指導、生徒指導、家庭指導等の教員等
の先生による学習

社会教育による学習
主導する者
大学、短大等の高等教育機関
専修学校等の専門的教育機関
各種の団体等が行う育成・研修等
民間教育施設が行う個別教育、カレッジ等の学習

自己学習

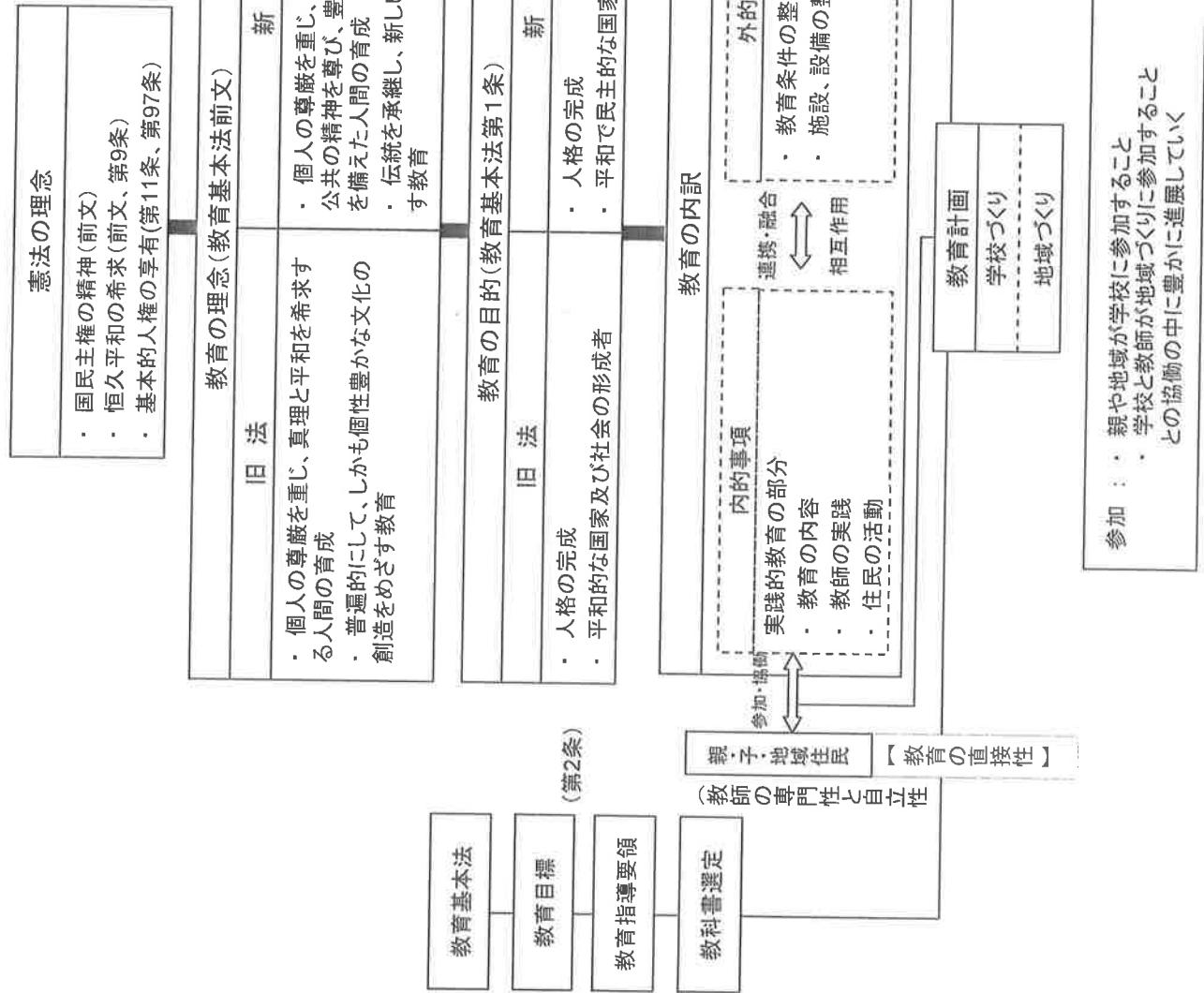
=「学ぶ者」のみによる行為

(読書等の自主学習、
スポーツ活動、文化活動、
奉仕活動・体験活動、
趣味やレクリエーション
活動における学習)

「教育法令コンメンタール」より

教育法令研究会 編集
第一法規 刊行

〔教育システムと法的構造〕



第二節 地方公共団体の長との関係

① 長の職務権限

■地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(長の職務権限)

第二十四条 地方公共団体の長は、次の各号に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

- 一 大学に関すること。
- 二 私立学校に関すること。
- 三 教育財産を取得し、及び処分すること。
- 四 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶこと。
- 五 前号に掲げるもののほか、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行すること。

最終改正〔昭和三八年法第十九号〕

第一節 教育委員会の権限

■地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の職務権限)

- 第二十三条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。
- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。
 - 二 学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。
 - 三 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
 - 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
 - 五 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
 - 六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
 - 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
 - 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
 - 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
 - 十 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
 - 十一 学校給食に関すること。
 - 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
 - 十三 スポーツに関すること。
 - 十四 文化財の保護に関すること。
 - 十五 ユネスコ活動に関すること。
 - 十六 教育に関する法人に関すること。
 - 十七 教育に係る調査及び指定統計その他の統計に関すること。
 - 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
 - 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

最終改正〔平成二三年法律一〇四号〕